

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

東北部工業技術センターの試験研究等のための機器を新たに導入することに伴い、滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 東北部工業技術センター設備使用料の額を改めることとします。（別表関係）

(1) 東北部工業技術センター設備使用料

設備使用料は機器1種類ごとに所要経費※を算定した上で、条例上、その最低額と最高額を規定しているところであるが、化学試料調整機器として樹脂材料試作開発システムを導入することに伴い、設備使用料の規定を改正するもの。

※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費

〔改正前〕 化学試料調整機器 1時間あたり最低80円最高1,900円

〔改正後〕 化学試料調整機器 1時間あたり最低80円最高2,810円

(2) この条例は、平成30年1月1日から施行することとします。

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表

旧			新		
本則および付則 省略 別表 1～5 省略 6 東北部工業技術センター設備使用料			本則および付則 省略 別表 1～5 省略 6 東北部工業技術センター設備使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
観測機器	1 時間	最低 350 最高 540 円	観測機器	1 時間	最低 350 最高 540 円
精密測定機器	同	同 310 1,340	精密測定機器	同	同 310 1,340
機械試験機器	同	同 240 4,530	機械試験機器	同	同 240 4,530
材料試験機器	同	同 320 1,470	材料試験機器	同	同 320 1,470
微小観察機器	同	同 270 4,640	微小観察機器	同	同 270 4,640
機械試料調整機器	同	同 280 720	機械試料調整機器	同	同 280 720
環境機器	同	同 80 1,550	環境機器	同	同 80 1,550
物理量測定機器	同	同 110 960	物理量測定機器	同	同 110 960
分析機器	同	同 290 4,390	分析機器	同	同 290 4,390

物性評価機器	同	同 330 3,440
化学試料調整機器	同	同 80 1,900
工作機器	同	同 160 3,340
繊維試験機器	同	同 250 740
繊維加工機器	同	同 50 530
コンピュータシステム 機器	同	同 260 3,730

注

- 1 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。
- 2 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 3 この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

7 省略

物性評価機器	同	同 330 3,440
化学試料調整機器	同	同 80 2,810
工作機器	同	同 160 3,340
繊維試験機器	同	同 250 740
繊維加工機器	同	同 50 530
コンピュータシステム 機器	同	同 260 3,730

注

- 1 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。
- 2 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 3 この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

7 省略